

# 山形県米粉利用推進協議会会則

## (名称)

第1条 この会は、山形県米粉利用推進協議会と称する。

## (目的)

第2条 この会は、米粉を利用した食品の開発及びその普及・推進を図ることによって、地域産業の振興、地産地消の推進、米の消費拡大を図っていくことを目的とする。

## (事業)

第3条 この会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 米粉利用食品の普及・推進を図る。
- (2) 会員相互の情報交換を行う。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業。

## (会員)

第4条 この会は、この会の目的に賛同する者をもって組織する。

## (役員)

第5条 この会に、会長1名、副会長2名を置き、総会において互選する。  
また、役員任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

## (会長の責務)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代理する。

## (運営)

第7条 総会は、会長が招集し、毎年1回開催する。

第8条 会長は、必要に応じて副会長を招集し、会の運営を図るものとする。

第9条 この会の年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条 この会に入会する時は、会長の承認をもって会員とする。また、退会する時も、会長の承認をもって退会とする。

## 附 則

- 1 事務局については、当面の間、東北農政局山形農政事務所が当たるものとする。
- 2 この会則は、平成16年1月30日より施行する。